

防整技第7393号
28. 4. 1

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長 殿
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局 施設技術管理官
(公 印 省 略)

低騒音型・低振動型建設機械の使用について（通知）

標記について、建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）を円滑に実施するため、住居が密集している地域、病院や学校の周辺地域、その他付近住民の生活環境を保全するため、騒音・振動等建設公害を出来るだけ防止する必要があると想定される地域やこれらの地域に隣接して工事を行うときであって、災害復旧等の緊急を要し、やむを得ない場合を除き、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日付建設省告示第1536号）による指定を受けた低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。

この場合にあつては、特記仕様書等にその旨を記載することとし、受注者に徹底させられたい。

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局施設管理課長